工業所有権法について

倉敷信保

1. まえがき

夏季研修会での論文を、ということで、土木専門外、又、現業務について尚もないことでもあり、業務報告という形で、工業所有権について簡単にまとめてみた。

2. 工業所有権とは、

工業所有権という言葉が、我国で初めて使われたのは、明治27年、日英通商航海条約において、万国工業所有権保護同盟条約（パリ条約）に加入する時で、この条約1条によると、「工業所有権の保護は、特許発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示又は名称、及び不正競争の防止に関するものとする。」と規定している。

さらに、「工業所有権の語は最も広義に解釈するものとし、本来の工業、及び商業のみならず、農業、採取産業の分野、製造した、もしくは、天然のもの全ての産品について用いられる。」と明記している。

したがって、工業所有権の内容は、工業に限られるものではなく、産業的利益一般にわたるものである。

もっとも、我国の工業所有権の内容は、このように広い意味ではなく、特許、実用新案、意匠、商標の4つに分けられ、一般に特許法、実用新案法、意匠法、商標法を総称して、工業所有権法と言い、その事務的な手続を特許庁の取扱いとしている。

3. 工業所有権制度の目的

産業を発展させ、我々の日常生活をより豊かにする大きな原動力となる新技術、新発明は、それを生みだした発明者、考案者の才能と、たゆまぬ努力、研究投資の成果といえる。これを発明者の財産として保護することで、発明、考案を奨励し、産業の発達を図るというのが、この制度の目的である。

発明や考案は、目に見えないものなので、だれかが、それを占有し支配できるというものではなく、法律により、保護がなされなければ、発明者は、それを有効に利用することが出来ず、又、公表しなくなる為、他の人が同じものを発明し

ようとムダな努力をすることにもなりかねない。

特許制度は、こういった事が起こらぬよう、発明者には、その発明の利用を一定期間、独占することを許す一方、これを公開することにより、新しい技術を人類共通の財産としようとするものである。

4. 特許、実用新案、意匠、商標 とは、

i) 特許とは、産業上利用することが出来、一般に知られていたり、使用されていたりしない新規性のあるもので、特許法によると

「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」

と定義されている。

- 物の発明
- 方法の発明
- 物を生産する方法の発明

ii) 実用新案とは、産業上利用できる物品の形状、構造、又は組合せにかかるもので、その技術分野における通常の知識を持つ者が、きわめて容易に思いつくような考案でないことが要求される。

特許法における発明と同質のものであり、高度のもののみに限らない考案である。

- 形状の実用新案
- 構造の実用新案
- 組合せの実用新案

iii) 意匠とは、意匠法によると

「物品の形状、模様、あるいは色彩又は、これらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。」

と定義されている。

したがって、審美的効果を有し、需要者の心理的反応に訴え、意匠を施した物品の販売促進に役立つものである。

iv) 商標とは、文字、図形又は記号、これらの結合もしくは、これらの色彩との結合であって、業として商品を生産し、加工し、証明、譲渡する者がその商品について使用するものをいう。

いわば、商品を表わすマークであり、だれでもがってに有名商品の名を付けれぬ様にした法律である。

5　出願から権利取得、消滅まで、

権利を取得すれば、言うまでもなく、独占利用できる大きなメリットがある。が、しかし、発明しただけでは、許可はおりない。現特許法には、先願主義、審査主義、国際性という特徴がある。

したがって、決まった様式で、特許庁に願書を出し、審査をパスしなければ、権利にはならない。

現在、出願してから、権利取得まで、早くて3年と言われている。
年間60万件を越える出願に特許庁自体の対応が出来ない状態になって来ている上に、毎年7～8%増の傾向にある出願件数、等々により、権利取得には、長い時間がかかる。

めざましい技術革新の中にあって、権利取得時には、過去の骨物になってしまう場合も多くなってきている。

下に特許出願から取得、消滅までの流れを示す。

●特　　許

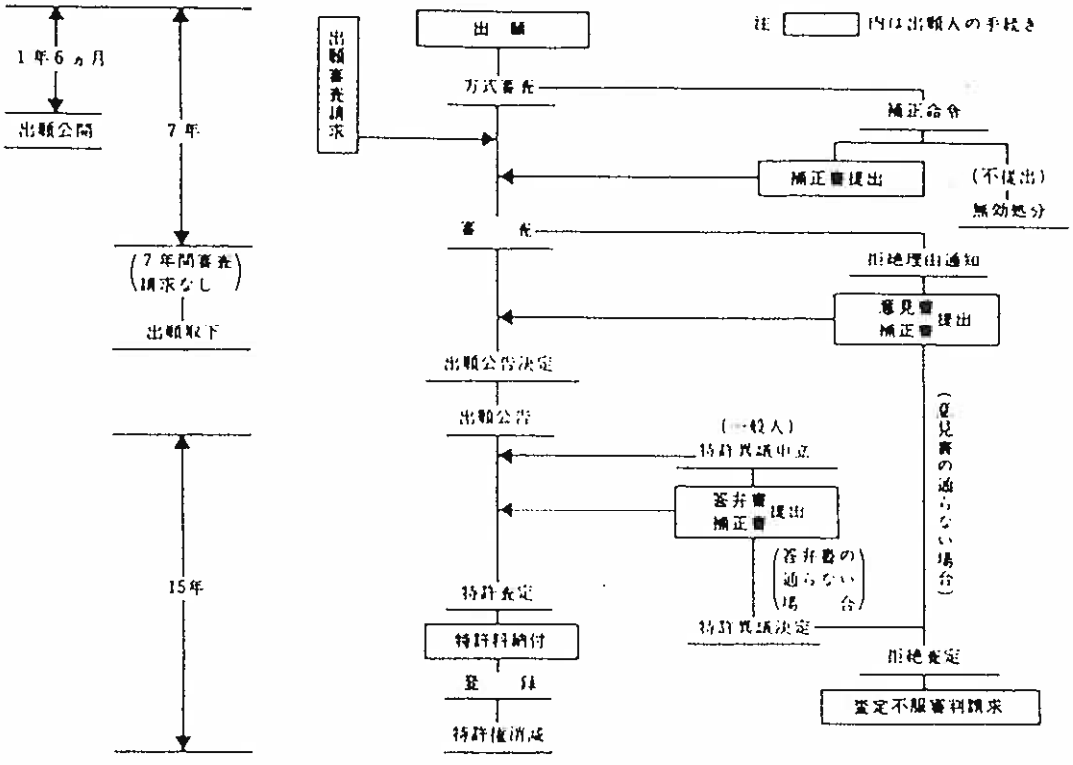

6. 企業における特許管理の必要性

企業において、新技術、新製品の開発は重要であり、工業所有権の取得は、その性質上、企業戦略上の最大の武器となることは、言うまでもなく、特許情報管理の重要性とみのがせない。

特許情報は、技術開発の成果として生まれた発明の内容が全て公開され、最新かつ最高の技術情報文献であり、権利情報文献であると言える。

企業活動の中で、目的に応じてタイムリーに特許情報を活用することで 大きな、利益を期待できるのでは、と考える。

特許情報の利用

- アイデアのヒントを得る。
- 業界の他社の技術開発、新製品開発の動向を知る。
- 共同開発のパートナー探し。
- 関連技術分野へ進出するための技術情報、権利情報を知る。
- 自己の保有している技術、製品の保全
- その他

7 まとめ

特許というと、とてつもなく難かしいような気がするが、発明協会等に出席してみて、県内企業においても、非常に多くのお願がされているのに驚いた。

現業務について、初めての事ばかりで、とまどいもあるが、短期間でいろいろな事を知ることがお来たと思う。まだまだ先行き不安はあるが、早いうちに一つの企業として動ける様、努力したい。